

兵庫県PTA安全会

目的：PTA活動に参加している間（往復途上を含む）の事故によるケガを補償する制度です。

会費：会員1人につき31円（PTA会費より）

補償内容は下記の表の通りです。

死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額
	障害の程度に応じて	事故の日から180日限度	1事故につき1回	事故日から180日以内で90日限度
80万円	死亡補償金額の4～100%	1100円	入院中 11000円 入院中以外 5500円	700円

◎補償の対象となる方

- ・PTA会員である保護者・教職員・児童・生徒
- ・PTA行事に参加したPTA会員の同居の親族（未就学児童・幼児や祖父母など・・・）
- ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

◎給付を受ける方法：役員まで申し出る。

※事故発生から30日以内に兵庫県PTA安全会担当窓口へ通知する。

※独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付となりうるべき児童・生徒のケガに対しては、給付されません。